

第3回 憲法人権論の基礎8——国家による自由2

今回は、社会権の1つである教育を受ける権利（日本国憲法26条）について検討します。

15. 教育を受ける権利

- ・ 日本国憲法26条1項は、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」と規定し、続く2項では、子どもの教育を受ける権利（学習権）に対応するよう、子女に普通教育を受けさせる義務を親権者等に課している。国は、教育制度を維持し、教育条件を整備すべき義務を負う。
- ・ 教育を受ける権利に関連して、教育権の所在が議論される。国は、国民の信託を受けて適切な教育政策を樹立・実施する権能を有しており、教育の内容・方法について法律で包括的に定めることができるという見解と、教師は、公権力による介入を受けることなく子どもの教育内容を決定することができる（国は、外的条件の整備のみでしか教育に関与できない）という見解とが対立している。
- ・ 教育権の所在をめぐる争点は、教科書検定制度の合憲性をめぐって争われた家永訴訟において争点となり、下級審レベルでは、国家教育権説に立ついわゆる高津判決（東京地判昭和49年7月16日判時751号47頁）と、国民教育権説に立ついわゆる杉本判決（東京地判昭和45年7月17日判時604号29頁）とが出されていたが、最高裁判所は、両説とも極端かつ一方的であると述べ、折衷説に立っている（旭川学テ事件最高裁判決（最大判昭和51年5月21日刑集30巻5号615頁））。

講義の復習を兼ねて、教科書の第11章（130-138頁）をよく読んでおいてください。次回は、国民が政治に参加する権利である能動的権利（参政権）について学びます。次回扱う参政権は、これまで扱ってきた自由権や前回と今回で扱った社会権とは、人権の性質が大きく異なります。国家と個人との関係性がそもそも異なります。具体的には、どのように異なるのか、しっかりと理解しましょう。